

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 補助対象・補助基準額等(案)

①施設整備事業

補助先	補助対象	1㎡当たり補助単価	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療部門の整備費 ▪ 無床診療所の場合 : 160㎡ ▪ 有床診療所の場合 (5床以下) : 240㎡ ▪ 有床診療所の場合 (6床以上) : 760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ▪ 医師住宅 : 80㎡ ▪ 看護師住宅 : 80㎡	(R7.3.24時点 国 交付要綱(案)) 鉄筋コンクリート : 484,000円 ブロック : 214,000円 木造 : 355,000円 1㎡当たり補助単価は、 物価高騰を反映して見直す予定	国 1／3 都道府県 1／6 事業者 1／2

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

②設備整備事業

補助先	補助対象	1か所当たり基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	国 1／3 都道府県 1／6 事業者 1／2

③地域への定着支援事業

補助先	補助対象	基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ▪ 職員基本給 ▪ 職員諸手当 ▪ 非常勤職員手当 ▪ 報償費 ▪ 旅費 (研究費に計上したものを除く。) ▪ 備品費 (単価50万円未満に限る。) ▪ 消耗品費 ▪ 材料費 ▪ 印刷製本費 ▪ 通信運搬費 ▪ 光熱水料 ▪ 借料及び損料 ▪ 社会保険料 ▪ 雑役務費 ▪ 委託費	1か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円＋(71,000円×実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円＋(77,000円×実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000円＋(87,000円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	国 4／9 都道府県 2／9 事業者 1／3